

整理番号：4－2

提言題名：境界杭の立ち会いの制度について

【提言要旨】

既に、道路査定図が存在し、現地の境界杭等に変更ない場合、立会を行わず迅速に証明書を発行する制度を新設して下さい。少なくとも、現況写真の提出等により事務手続きを簡略し、市民および土地所有者等の金銭的、時間的負担を軽減する運用に改めて下さい。尚、査定図のない土地の区域の市道立会申請については、舗装され、側溝があり4m幅員、又、区画整理、宅地造成地、座標のない所でも当地側の隣接者のみの境界杭確認とし、反対側は杭の参考点としてもらいたい。何度か取手市の立会で、担当者が、それで、良いときもありました。それも他市町村と同じ様に制度にして欲しい。

(令和8年4月受付)

【回答要旨】

○立会を行わず迅速に証明書を発行する制度について

現在の運用として、既に道路査定図が存在する場所において立会は求めておりません。なお、現地に境界杭があるかどうかの現地確認は行っているため、境界杭がない場合は復元をお願いしております。

○片側査定について

道路幅員 4.0m 以上確保されている状態で市に移管されたことが明らかな場合であっても、施工時期によっては測量制度及び施工精度に懸念がある場合があるため、原則として両側査定をお願いしているところです。

ただし、片側査定の実施については他でもご相談をいただいているため、近隣市町村の境界立会業務の聞き取りを行いながら、今後の運用について検討して参りたいと思います。

(管理課 令和8年4月回答)